

○司会 ヒアリングを始めさせていただきます。

最初は、東京都社会保険労務士会の皆様でございます。

（東京都社会保険労務士会 入室）

○司会 それでは、最初に、要望書の手交をお願いいたします。

写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 皆様、おはようございます。こうやって皆様おそろいでお出かけいただくのは3年ぶりかな、お元気そうで何よりでございます。

今、コロナの影響もあり、また、働き方改革ということで、皆様方はまさに雇用、労働の現場のことを一番よくご存じかと思えます。

短い時間ではございますけれども、これからのなすべきことなど、ご要望も含めてお聞かせいただければと存じます。よろしくをお願いいたします。

○司会 それでは、都へのご要望につきましてお聞かせ願えればと存じます。よろしくをお願いいたします。

○東京都社会保険労務士会（寺田会長） 皆さん、おはようございます。東京都社会保険労務士会の会長の寺田でございます。本日は師走の大変お忙しいところ、お時間を割いていただき、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、読み上げさせていただきます。コロナ禍の厳しい状況の中にあって、小池都知事におかれましては、スピード感を持ち、感染を止める、社会を止めないとの方針の下、オミクロン株の脅威から都民の命と暮らしを守るため、強力なリーダーシップを発揮され、常に都民ファーストの視点で行政を推進されていることに心から敬意を表します。

さて、東京都社会保険労務士会は、社会保険労務士の活動を通して、人の心に寄り添う持続可能な世界をつくる努力を続けるとともに、人を大切にする企業づくりから人を大切にする社会づくりへの実現を大きな目標と掲げております。また、東京都が進めている働き方改革促進事業をはじめ各種事業に、当会会員である社会保険労務士も積極的にご協力させていただいているところでございます。

さらに、育休取得応援サミットにおいて愛称選考委員にお声かけいただきましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございます。当会も育業がしやすい職場環境を整えておりますが、このたび、我々事務局の男性職員が6か月間の育業を取得するなど、社会の宝である子供を育むことに専念しているところでございます。また、当会はチームビヨンドに加入し、昨年に引き続き、BOCCIA BEYOND CUP2022に参加するなど、パラスポーツ推進のお手伝いをさせていただいております。

本日は、2点要望をお願いしておりますが、この実現につきましてご支援を賜ればと考

えております。

要望事項として、1つ目といたしまして、労働条件調査の導入等についてでございます。

社会保険労務士による労働条件調査は、一般競争入札等により国または地方自治体が行う公共事業の実施に関する委託を受けた企業について、労働・社会保険諸法令に基づく規程類・帳簿書類の整備状況を確認するとともに、労働条件が確保され、労働者が生き生きと働くことができる職場となっていることを確認するものでございます。労働者が安心安全に働ける職場こそが、業務受託企業が提供する国民サービスの質の向上につながります。また、働き方改革実現のため、労働環境について現状を把握するためのもので、労働条件調査は大きな意味を有すると考えられます。

つきましては、社会保険労務士の専門的な知識やノウハウを一層活用していただき、指定管理者選定・更新、指定管理契約の中間審査として、また、東京都が発注する建設工事の労働条件及び労働環境に関する特別調査におきまして、社会保険労務士による労働条件調査の導入及び活用をお願いいたします。

2つ目といたしまして、治療と仕事の両立支援についてでございます。

疾病や障害を抱える労働者の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができない場合や、疾病に対する労働者自身の不十分な理解や職場の支援体制不足により離職に至ってしまうケースが見受けられます。様々な病気の治療を行う患者とその家族が安心して適切な治療を受け、社会復帰及び就業継続を可能とするためには、企業の積極的な両立支援の取組はもとより、職場の理解や協力を得るため、健康保険法をはじめとする社会保険に関する法令や労働関係諸法令について正しく理解することが必要でございます。まさに、労働・社会保険の専門家であり、企業の人事労務に関するコンサルタントでもある社会保険労務士は、治療と仕事の両立支援の一助となると自負しております。

当会では、東京都がん診療連携拠点病院等へのトライアル事業として、医療機関が治療と仕事の両立支援に関する就労相談やセミナー開催に当たって無料で支援を行うことについて周知、勧奨を行っております。また、10月には、治療と仕事の両立支援をテーマに、オンラインセミナーを開催したところでございます。つきましては、がん診療連携拠点病院等の医療機関において、患者とその家族や医療従事者、事業主を対象とした就労相談への相談員として、派遣や医療従事者向けの院内研修会の定期開催など、社会保険労務士を積極的に活用していただきますよう要望いたします。

以上2点につきまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 育業の言葉を決める際にも、いろいろとご協力いただきました。改めて御礼申し上げます。

今、2点のご要望ございまして、私のほうから、後ろの治療と仕事の両立支援についてお話しさせていただきます。

都は、がん診療の連携拠点病院などが、がんの相談支援センターに社会保険労務士などの就労に関する資格を有する者を配置するなどの取組を支援をいたしております。また、今年度、事業主などへの理解の促進を図るために、企業向けセミナーを実施いたします。今後とも、このがん患者の治療と仕事の両立支援の取組を充実していきたいと考えております。

私から以上でございます。

○司会 総務局長からもお願いいたします。

○総務局長 総務局長でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

労働条件調査の導入等についてのご要望についてお答えさせていただきたいと思っております。

東京都では、指定管理者に対して、各施設の設置条例において労働基準法等の関係法令の遵守を義務づけておりますが、指定管理期間中の現場実態を把握するなどの観点から、平成29年度以降、社会保険労務士の皆様によります労働条件調査を実施してございます。

また、調査の結果などを踏まえまして、全ての指定管理者を対象に、社会保険労務士の皆さんを講師といたします労務管理講習会、これを実施しております。引き続き指定管理施設で働く方の労働環境の確保に向けて、必要な取組を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○司会 私からも、建設工事におけます労働条件調査についてコメントさせていただきます。

東京都では、平成26年度より、低入札価格調査の対象となった案件におきまして、現場従事者の社会保険加入状況などの実態調査を目的として、特別調査を実施してきたところでございます。令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の拡大がございました関係で、調査の実施を見送ってきたところでございますが、建設業を取り巻く環境の変化なども勘案しながら、調査の実施について検討してまいります。以上でございます。

ご要望いただきました件についてのコメントは以上でございますが、何か特にほかにございましょうか。

○東京都社会保険労務士会（寺田会長） これからもよろしくをお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了させていただきたいと存じます。本日はどうもありがとうございました。

（東京都社会保険労務士会 退室）

○司会 次は、東京都商工会連合会の皆様でございます。

（東京都商工会連合会 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いいたします。

写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 山下会長をはじめとする皆様方、ようこそお越しいただきました。

コロナの対策、そしてDXにGXと、もう様々な課題が押し寄せる中で、エネルギーの危機、円安、様々事業を進めておられる方々にとりましては、これほどにも、これまでにない複雑な状況にあるかと思いますが、地域の経済を支えている皆様方でございます。

今日は現場のお話やご要望など、短い時間ではございますけれども、伺わせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○司会 それでは、都へのご要望の全体像や特に重点的なご要望等につきましてお聞かせ願えればと存じます。よろしくをお願いいたします。

○東京都商工会連合会（山下会長） 東京都商工会連合会会長の山下でございます。日頃は、小池都知事をはじめ、関係各局の皆様には、当連合会の事業運営につきましてご理解をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

私からは、多摩・島しょ地域の現状と今年度の要望のうち、特に強く要望する項目についてお話をさせていただきます。

私どもは、毎年度実施しております多摩・島しょ地域の中小・小規模企業の経営動向調査の結果によりますと、2年超に及ぶコロナ禍により、8割以上の企業が経営にマイナスの影響を受け、年間売上高も令和2年、令和3年と1,000万円前後減少し、赤字企業の割合が増加しております。今後の事業の方向性については、約半数の企業がコロナ前の売上高には戻らないとし、3分の1の企業が今後のビジネスの変革を考えていることが分かりました。さらに、原油・原材料価格の高騰や急激な円安の進行などにより、一段と厳しい経営環境に直面しております。そのような中小・小規模企業の支援に向けて、以下の3点を重点的に要望いたします。

要望書3ページ、一は、持続可能な未来に向けた中小・小規模企業への支援のお願いであります。

初めに、原価の物価高騰と急激な円安などにより厳しい経営環境にさらなる事業者への支援についてでございます。

コロナ禍の打撃が十分回復しない中、追い打ちをかけるような厳しい経済状況により、ポストコロナに向けて新たな取組を進める企業は、資金繰りや人材確保に大きな影響を受けております。また、ここ数年で急激に普及拡大しましたDXに対応するため、DX導入による生産性の向上やECサイト販売の導入などが重要となっておりますが、経営資源の貧しい中小・小規模企業にとっては、導入経費の負担やDX人材の確保、育成は非常に困難な課題となっております。こうした厳しい状況に直面する中小・小規模企業のDX推進と人材確保の支援を強力に進めていただくようお願いいたします。

次に、要望書4ページの事業継続に対する支援の強化についてであります。

コロナ禍による社会経済状況の変化に対応するため、これまでの事業形態の転換を目指す、あるいは転換せざるを得ない事業者にとって、資金面だけでなく、様々な情報提供や制度面での支援が不可欠であります。また、これまでも中小・小規模企業にとって、経営者の高齢化と後継者不足、人材不足や採用難などが課題であり、これを解決することはまさに喫緊の課題であります。優れた技術や経営ノウハウを持ちながら、後継者不足などにより廃業を余儀なくされる企業も多数あります。これらの経営資源の損失は、地域の産業振興にとっても大きな損失につながってしまいます。この重要な経営資源を承継し、発展できるように、さらには新たな起業にもつながるような様々な支援策の強化をお願いいたします。

続いて、6ページの二、小規模企業振興についての要望であります。

厳しい経営環境にある今だからこそ、商工会等が小規模企業に寄り添う伴走型支援が必要であります。これを強化できるよう、必要な予算の確保をお願いいたします。

とりわけ、商工会の事業運営の根幹であります経営指導員の確保は重要な課題となっております。少子高齢化により全ての業種全般に人手不足が広がっておりますが、私ども連合会としても、将来有望な人材を確保するためにも、労働環境の向上に取り組まなければならないと考えております。都の小規模事業経営支援事業の実施に当たっては、有望な人材を確保するため、支援の実態に合わせた対応が図られるよう、ご配慮とご支援をお願いいたします。

また、平成27年度に創設した多摩・島しょ経営支援拠点の充実に向けて、必要な予算をしっかりと確保いただくなど、各商工会と連合会の支援体制の強化についても特段のご配慮をお願いいたします。

このほか、多摩・島しょ地域の重要な産業の一つである産業観光の一層の振興や、大きなポテンシャルを持つ多摩地域のものづくり振興など、6つの事項、18の項目について、27商工会2万9,000の会員の総意をもって、強くお願いいたします。以上でございます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 やはり原材料の高騰、エネルギー不足、DX、GXと、先ほど冒頭申し上げたように、本当に複数の課題が一気に押し寄せているという状況かと認識しております。その厳しい状況にある事業者の皆様方に対しまして、経営面からは各種の助成制度によるサポート、そして、金融面からは制度融資によって支援をさせていただいております。

また、企業の生産性を高めるDXですけれども、最新の技術を社内に円滑に導入することができるようにきめ細かな支援も行っておりますので、ご活用いただければと。また、こうした取組によって、多摩、そして島しょ地域の中小規模の企業の支援を着実に進めてまいります。

もう1点が、やはり事業の承継問題ですね、これを円滑に進めるということは喫緊の課題だと承知しております。商工会連合会の皆様と協力して、様々な情報提供、そして、助

成の仕組みによる後押しを進めております。また、金融面では、先ほども申しあげました制度融資によって事業の承継を後押しする、そのようなメニューを用意いたしております。

引き続き商工会連合会の皆様と連携しながら、事業、そして経営資源の円滑な引継ぎをしっかりと後押しをしてまいります。

私から以上でございます。

○司会 産業労働局長からもお願いいたします。

○産業労働局長 小規模企業が、やはり持続的に発展していく上で、地域の身近な支援機関である商工会、さらにはその連合会の皆様方が様々な相談にきっちりと対応できるように、都としてもしっかりサポートを続けていきたいと思っております。

さらに、要望書の中でもございましたけど、多摩・島しょ地域で働き方改革、いろいろやってらっしゃる企業さんがいらっしゃると思いますので、都として相談体制ございますので、そういった部分を使いながら、着実に支援を進めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

○司会 ご要望いただきましたことに関するコメントは以上でございますが、何か他にございましょうか。

○東京都商工会連合会（山下会長） 私、本業がエネルギー、都市ガス事業でございまして、その点から一つ、エネルギーに対策について、2030年、2050年に向けて、小池知事からもいろいろと太陽光パネルの設置等々出てますけれども、私どものところに所属している建設会社、小規模の建設会社が多いんですが、そういうところにもしっかり商工会全体でサポートをして、知事のお考えができるだけ伝わって、東京都から二酸化炭素が排出しないようにということは心がけておりますし、また、熱エネルギーについては、全体のエネルギー使用量の60%超ということなんで、我々としては、e-m-e-t-h-a-n-eとって、合成メタンを作るとか、そういうことを2050年に向けて着実に進めていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、これもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（東京都商工会連合会 退室）

○司会 次は、東京都中小企業団体中央会の皆様でございます。

（東京都中小企業団体中央会 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いいたします。

写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 皆さん、おそろいでお越しくございました。ありがとうございます。また、中小企業の健全な発展に向けまして、皆様方、ご尽力いただいております。改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、今、我が国を取り巻く、また、東京の状況などを考えましても、大変厳しい状況、また、時代の変化の真ただ中にいるというふうに感じるところでございます。中小企業、大切な経済の担い手でございます。現場の声などを伺わせていただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、都へのご要望の全体像や特に重点的なご要望等につきましてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○東京都中小企業団体中央会（會津会長） 改めまして、おはようございます。東京都中小企業団体中央会の會津です。本日は大変貴重なお時間いただきまして、中小企業のことをお伝えしたいと思っております。

現在、原油・原材料価格の高騰や円安が企業経営に大変重くのしかかっております。そうした中でも、都におかれましては、9月、また、今月12月の定例会において、迅速に予算措置をしていただきましたことに感謝申し上げます。

今現在、今日は都内の中小企業・小規模事業者の厳しい経営状況をご理解いただき、企業経営並びに金融両面のご支援をお願いしに参りましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

詳細に関しては、小林専務理事よりお伝えします。よろしくお願いいたします。

○東京都中小企業団体中央会（小林専務理事） 専務理事の小林です。私のほうから、令和5年度東京都施策に対する要望について説明させていただきます。

本会の来年度の東京都施策に対する要望は、本年6月、7月に開催した委員会及び役員評議員合同会議で審議、決定したものであります。要望事項は、デジタル化対応への支援について、組合まつり in TOKYO開催の継続について、資金繰り支援について、固定資産税、都市計画税に係る軽減制度について、ものづくり・匠の技の祭典の継続開催について、BCP策定支援等の継続についての6項目です。

本日は重点要望3項目について説明させていただきます。

令和5年度東京都施策に対する要望についての1ページをご覧ください。1番目の重点要望は、中小企業・小規模事業者のデジタル化対応への支援についての要望です。

東京都によるこれまでのデジタル化に係る様々な支援により、近年、中小企業・小規模事業者のデジタル化も徐々に進展してきていますが、いまだ全体的な浸透度は十分とは言えない状況であります。昨年度は、東京都の補助事業である中小企業新戦略支援事業（団体向け）のデジタル技術を活用した業界活性化のプロジェクトにおいて、5つの中小企業団体がポストコロナを見据えて、デジタル技術等を活用して先進的な事業を実施し、それぞれ業務の効率化等の成果を上げました。

例えば東京都書店商業組合では、ユーチューブで組合員の特徴や魅力を広く動画配信す

るなど業界初の取組を行い、このような取組が多く新聞等で取り上げられ、書店業界に対する大きな社会的関心を喚起しました。本プロジェクトは、今後の業績伸長の契機として期待されるとともに、他の業界団体の活性化モデルとなるなど、中小企業・小規模事業者のデジタル化の促進に大きく貢献しました。

東京都におかれては、中小企業・小規模事業者及びこれら業界一層の活性化を図るため、デジタル技術活用による業界活性化プロジェクトをはじめ、業務の効率化や新製品、新サービスの開発等に向けたデジタル技術活用に係る支援を継続していただきたい。

続きまして、2ページをご覧ください。2番目の重点要望は、組合まつり i n T O K Y O開催の継続についての要望です。

組合まつりは、5回目の開催となった令和3年度は、「リアルとオンラインの融合！組合まつり i n T O K Y O～技と食の祭典！！～」として、令和3年12月2日、3日に、東京国際フォーラムにてリアル展示会を開催し、あわせて、令和3年12月2日から令和4年1月14日まで、オンライン展示会を開催するハイブリッド形式で実施しました。展示会には125団体に出展いただき、リアル会場とオンライン会場の来場者数は合計9,317人と大変盛況でありました。出展者からは、今後の仕事につながる商談ができたといった声を多数頂戴し、組合製品の魅力を十分に伝えられ、組合の販路開拓、組合間連携に大いに寄与しました。

令和4年度においても、組合まつり開催の予算措置を講じていただき、令和5年1月18日、19日に東京国際フォーラムにて、組合製品を展示する集客型のリアル展示会を開催するとともに、同時期に約3週間にわたって、オンライン展示会を開催する予定であります。

現在、リアル展示会に東京91団体、全国27団体、計118団体、オンライン展示会に132団体の申込みがあり、鋭意、準備を進めているところでありますが、組合まつりの開催に伴う経済効果を、都内の中小企業はもとより日本全国に波及させるためには、組合まつりの継続的な開催が不可欠であります。また、組合まつりの開催を通じた支援の継続は、東京都中小企業振興ビジョンの目指す、中小企業の持続可能性のある経営と力強い成長の実現に寄与するものであります。このため、令和5年度においても、組合まつりを開催するための予算措置を講じていただきたい。

続きまして、3ページをご覧ください。3番目の重点要望は、中小企業・小規模事業者への資金繰り支援についての要望です。

本会の月次景況報告によると、資金繰りは厳しい水準で推移しており、素材の大幅な値上げがあり、資金繰りが一段と悪化している。コロナ融資の返済が始まり、資金繰りが心配などといった中小企業・小規模事業者が資金繰りに窮している実態が報告されています。また、強力な資金供給が必要、窮状を踏まえた融資制度をなどといった要望も出されています。

東京都においては、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等やウクライナ情勢対応緊急融資などの東京都中小企業制度融資以外にも、地域の金融機関と連携した東京プラスサ

ポート融資制度や東京都動産・債権担保融資制度など、多様な資金ニーズに対応するための資金調達手段を措置していただいています。東京プラスサポート融資制度については、今年度より融資限度額を2,500万円から3,000万円に拡充いただいたところでございます。しかし、コロナ禍により、社会経済活動が大きな制約を受けたことや、原材料及びエネルギー価格の高騰による収益の悪化等により、中小企業・小規模事業者の資金繰りはさらに悪化し、事業継続が困難となることが危惧されます。

このため、資金繰り支援の柱である東京都制度融資においては、現下の情勢を踏まえ、信用保証料補助を拡充するなど、事業者がより軽い負担で借りられる融資メニューを設定するとともに、事業者の資金調達手段を増やすため、東京プラスサポート融資制度など、都独自の支援策の拡充を図りたい、以上3項目が重点要望です。

これで説明を終わります。よろしく願いいたします。

○司会 どうもありがとうございます。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 特に3点、重点要望ということで伺いました。

私のほうから、2点。まず、中小企業・小規模事業者デジタル化対応についてであります。DXによって生産性を高めるということは重要であります。DXというのは、それによってビジネスチャンスにつながるとか人材の確保とか、いろんな幅広い効果があると思います。都におきまして、中小企業の業界団体がデジタル技術を活用して、その活性化を進める取組を後押ししておりますので、引き続きこうした施策を着実に進めてまいり、中小企業やその業界のDXを支援してまいります。本屋さんのユーチューブは後でちょっと探して見てみます。

それから、2点目の組合まつりでございますが、東京や全国の中小企業の組合さんが一堂に会されて、そして、販路を開拓したり、地域の魅力の発信に向けた取組を行うということは大切でございます。そうした役割を担う組合まつり in TOKYO、引き続きしっかり後押しをしてまいります。

私から以上です。

○司会 産業労働局長からもお願いいたします。

○産業労働局長 資金繰りについてご要望をいただいております。厳しい経営状況にございます中小企業や小規模事業者の経営を金融面から下支えするためには、制度融資の様々なメニューを使いまして、借入れのコストを抑えながら資金を導入できるように、今支援を行っているところでございます。

また、お話しいただいた地域の金融機関と連携した融資制度についてですけれども、借入れの金額の上限額を今年度から引き上げておまして、かなりこれ、利用のほうは進んでおります。そのため、今回の議会で補正予算案を提出させていただいて、その規模の拡充を図るような、そういった対応を今進めているところでございます。

これらの取組について、より分かりやすく事業者の皆様に情報提供などをさせていただ

きながら、資金繰りを着実に支援していきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

○司会 都側のコメント以上でございますが、よろしゅうございましょうか。何か特にほかにございせんか。よろしゅうございせんか。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（東京都中小企業団体中央会 退室）

○司会 次は、東京都中小企業家同友会でございます。

（東京都中小企業家同友会 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いいたします。

写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございます。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 おはようございます。皆様方にはいつもご協力いただいておりますことを御礼申し上げます。また、中小企業の経営体質の強化、そして人材育成の支援というのは、今、もう待ったなしかと存じます。

今日は現場の声を伺わせていただきますので、短い時間ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 それでは、都へのご要望の全体像や特に重点的なご要望等につきましてお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○東京都中小企業家同友会（矢倉代表理事 政策渉外部長） このたびも団体ヒアリングに当会の要望をお伝えする機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

当会は、中小企業経営者2,250名が加盟し、よい会社、よい経営者、よい経営環境という3つの目的を掲げ、都内各所で大小様々な勉強会や交流会を開催し、活動しております。先般も当会の主催する中小企業家サミット2022では、講演、また知事からの温かいメッセージを頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。当会では、本年度から代表理事が替わりまして、大脇、橋本、矢倉の3人体制で、自助努力を前提に、経営を維持発展させていくために様々な活動に取り組んでおります。

さて、今年の中小企業白書の中では、自己変革力がテーマとなりました。当会でも自己変革力を高めるために、経営者自身が課題に向き合い、業種や規模、年齢、性別が異なる様々な経営者との交流の中で自社の経営課題に向き合い、知見や情報を得ています。その知見や情報を自社に持ち帰って、社内外の協力を取り付けて、課題解決を図っていくことが重要であると考えております。

また、今年の小規模企業白書では、地域連携がテーマとなりました。地域や商店街を盛

り上げたい、魅力や資源を発信したいといった地域課題の解決を動機とする創業者は半数を超えております。また、地域内のネットワークや特性、文化、ブランド、歴史、地元意識などを重要な経営資源として捉えております。

また一方で、コロナ禍による事業継続の危機にあっては、地元の意識が強まり、地域の住民が買い支えるなど、事業者にとって有形、無形の支援を受け、厳しいながらも事業の継続が図られております。このような事業者と地域の共生関係は、地域のレジリエンスを高め、持続の可能性を生み出す源泉として大切に育てていくことが重要と考えております。

この点に立脚して、中小企業振興条例の制定を提言してきました。また、まちづくり政策など、産業政策の枠組みにとどまらない関係づくりを創出していくことについても要望本文の中で提言しておりますので、ぜひご覧いただければと存じます。

では、重点要望につきまして説明させていただきます。

1つ目、事業承継や廃業に関する支援の強化を図ること。

事業承継に当たって、経営承継円滑化法の中で事業用資産についての相続税、納税猶予や免除が税制の特例として制度化され、また、所在不明株主についても会社法の特例が創設され、所在不明株主への通知期間5年が都道府県知事の認定を受けることなどを条件に短縮できる一定の手続保証が制度化されました。また、経営者保証の二重徴求の解除など事業承継を促進する制度が打ち出され、事業承継融資も活発に利用されているなど、制度の充実が図られてきました。

しかし、余力のあるうちに計画的に事業を終了する廃業については、なかなか相談しにくい内容でもあり、支援制度にアクセスすることが困難であります。また、廃業に当たっては、専門的な見地や資金が必要となり、また支援機関の連携も重要なものとなりますが、廃業に際して相談した相手は、「誰にも相談しなかった」、「家族親族」が8割に上っているとの調査もあります。専門的なサポートや情報提供が十分に届いていないケースが多いと考えられます。支援機関等への連携とともに、基本的な情報の発信と提供ができるよう広報強化を行うこと、また、廃業資金への助成金制度の拡充を図ることを要望いたします。

2つ目、地域の中核となる企業に対する投資育成の強化を図ること。

地域未来牽引企業など地域の中核となる中小企業の研究開発や販路開拓は、取引企業や地域の雇用にも好循環を生み出します。一方で、保証や担保、事業の健全性を基準とするデットファイナンスだけでは、リスクの高い投資や長期にわたる研究開発など、挑戦に対する資金調達が難しい状況が続いております。

このような企業の業績拡大を後押しするため、エクイティファイナンスを活用した投資育成を促すことが重要と考えております。地域未来牽引企業など一定の開発力や販売力を持つ企業に対する資本面での増強は、事業の健全性を高めるだけでなく、長期的な観点での研究開発などに注力できる環境を生み出すことができます。東京都でも、公的機関でありながら、ファンドを通じた支援を行っており、TOKYO事業承継ファンドやネクスト

ユニコーンを生み出すDXスタートアップ成長支援ファンドなどが創設されました。また、政府が金融機関の出資制限を緩和したことで、投資育成の目的とした出資が可能となっております。

このような政策の転換に対応し、東京都は各ファンドの連携を創出し、中小企業の成長支援体制を強固なものとすることを要望します。

3つ目、人材不足の対策として職業訓練やリスクリング支援の強化を図ること。

中小企業を取り巻く採用環境は依然厳しいものがあります。加えてコロナ禍による価値観や行動様式の変化は、これまで当たり前のもので受け入れてきた現場での業務を忌避し、離職が大量に発生する現象は、我が国のみならず世界各国でも起きております。国内でも2019年度をピークに、労働市場からの退出が続き、就業者は減少に転じております。このような中、デジタル化を通じた業務改善や生産性向上は急務であり、それを担う人材の不足は一層深刻であります。

本年から、学習計画の策定支援も含めた中核DX人材のリスクリング支援事業がスタートとしたことは、当会でも昨年度要望したことであり、当会でもこの事業を周知し、企業づくりに役立てたいと考えております。

東京都は、リスクリング支援事業の周知に注力するとともに、テーマの拡大、募集期間の延長や定数の拡大を図るとともに、中小企業団体等と連携した出前講座の実施を計画することを要望いたします。

以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 重点項目として3点ということでございます。

私から、2点申し上げますが、事業承継というのは、今も事業承継していくほうが、より、何ていうんですかね、廃業でゼロになってしまうより、いろんな財産、技術を含む、それをうまく受け継がれるようにベターなソリューションかと思いますが、その事業承継を後押しするために、中小企業に出資するファンドを設けて支援を行っております。また、デジタル化の促進のためのDXの技術を生かした成長を目指すスタートアップに出資するファンドをつくりまして、サポートを行っている。こうした取組で、中小企業やスタートアップを金融面からしっかり支えてまいります。

それから、2番目、人手不足の関係でございますけれども、産業構造の変化に柔軟に対応していく、そのために中小企業の人材がリスク、スキルをもう一度磨き直すという、それを通じて、新たな知識や技能を身につけられるように支援をいたしております。現在、都としまして、リスクリングなどによってデジタル人材を増やす、そのプロジェクトを進めておりますので、こうした取組、しっかり着実にこれからも進めてまいります。ご活用いただければと思います。

私から以上です。

○司会 産業労働局長からもお願いいたします。

○産業労働局長 厳しい経営環境が続いておりまして、そうした中小企業の皆様方が事業の承継や再生を行うために、経営と金融の両面から、私ども様々な支援を行っております。

特に、これからどうするかと、いわゆる事業の承継、さらには継続という部分については特別に相談窓口を設けてございまして、こうした窓口などを通じてきめ細かい支援を行っているところとございまして、今後とも適切に対応は進めていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○司会 都側からのコメント以上でございますが、よろしゅうございましょうか。何かほかによろしゅうございますか。

橋本さん。

○東京都中小企業家同友会（橋本代表理事） 一言。東京都の女性活躍推進大賞をいただきました。株式会社吉村と申します。この会の中でも、代表理事の中で、今まで男性が主体だったんですけれども、女性が、3人のうちの1人入ったという形で、そういうところも頑張っていきたいというふうに思っておりますということをお誓い申し上げたいと思います。すみません、以上です。

○小池知事 頑張っていたきたいと思います。女性は人材の宝庫だと思いますので、どうぞ生かしていただければと思います。ありがとうございました。

○東京都中小企業家同友会（矢倉代表理事 政策渉外部長） どうもありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（東京都中小企業家同友会 退室）

○司会 次は、東京都行政書士会の皆様でございます。

（東京都行政書士会 入室）

○司会 最初に要望書の手交をお願いいたします。

写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞ着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 おはようございます。宮本会長をはじめとする皆様方と、こうやって一堂にお目にかかるのも3年ぶりではないかと思います。

今、大きく時代が変わる中で、もう様々な困難が押し寄せてくる、そういう中で都民と行政の橋渡しを行っていただいていることに感謝申し上げます。

今日は、そういう中で皆様方の現場の声など、またご要望をお聞かせいただきたいと思いますと思

いますので、どうぞ短い時間ではございますが、よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、都へのご要望の全体像や特に重点的なご要望等につきましてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○東京都行政書士会（宮本会長） 皆様、こんにちは。小池百合子東京都知事をはじめ、東京都の皆様には、日頃より大変お世話になっておりまして、誠にありがとうございます。本日はこのような機会を設けていただきまして、重ねまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

今、小池都知事からお話ありましたとおり、私たち行政書士ですが、行政手続の専門家、身近なまちの法律家、かかりつけ行政書士として、都民と東京都の行政手続をはじめ、様々な手続の専門家として、会員一同、尽力しております。

本日、要望につきまして、まず詳細を当会の専務理事、政治連盟会長である田崎のほうからご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○東京都行政書士会（田崎専務理事） どうもこんにちは。お世話になります。ただいま会長から挨拶ございましたとおり、専務理事兼政連会長を務めております田崎でございます。今日は小池知事におかれましては大変ご多忙の中、このような貴重な機会をいただきまして、厚く御礼申し上げたいと思います。

本年度は、行政書士会の連合会が、総務省よりマイナンバーカードの普及啓発に関する業務を実は受託しておりまして、現在、全国で会員が、国民各位に対して代理人となって、マイナンバーカードの取得促進に寄与しているという現状がございます。

今年度の要望は5項目になりますが、要望の1は、東京デジタルファースト推進計画に当たりまして、少々先進諸国と比較しても遅れてる日本のデジタル化推進を図るべき、東京都もデジタルサービス局の新設されました。東京都への許認可申請の行政手続につきましては、行政書士の活用をもって貢献するという要望でございます。都庁への申請は大変多数にわたりますが、デジタルシステムの変更は大きなものでありまして、その実施内容は、都民、事業者、大変注目しております。

2点目は、申請書類の中に、申請代理人となる行政書士名の記名、職印欄の設定でございます。行政書士法施行規則9条2項にはその定めがございますが、コロナ禍により制度化された給付金、補助金、助成金等の申請に当たりまして、虚偽申請や法外な報酬を要求する悪質な申請業者が出るなど、国民各位が苦しめられる事件が発生いたしました。あつてはならない事件の防止のために、行政書士法の利用、活用をもって貢献させていただきたいというふうに要望するものでございます。

要望3は、昨年同様、産廃の申請において、直前決算における財務状況が債務超過になった場合、経理的基礎を有することの説明書の書類作成に行政書士を加えていただきたいとの要望でございます。

要望4につきましては、成年後見制度に対する行政書士の利活用でございます。おかげさまで、東京家裁でも、行政書士の熱意ある取組と実績が評価を高め、団塊の世代が全員

75歳以上となる2025年問題を間近に控え、弁護士以下、士業の4番手に行政書士が位置づけられたというふうになりまして、東京都の後押しに御礼申し上げますとともに、今後ともよろしく願い申し上げますという次第でございます。

要望5につきましては、教育分野のICT化促進に対応した著作権法改正の適正な運用を図るため、東京都及び区市町村における教職員に対する著作権研修、普及啓発に行政書士の活用をお願いしたいということで、以上5項目にわたりますが、行政書士は、令和3年、去年の6月4日に改正法が施行されまして、目的欄に、国民の権利利益の実現に資するという文言が追加された次第でございまして、社会状況の変化と市民生活の多様化に対応する社会的にも重い責任が課された国家資格者となりました。コロナ禍でも、先ほど申し上げたとおり、様々な残念な事件が起きましたので、私たちもそこは襟を正して取り組んでいきたいというふうに願っております。

行政書士は、申請する事業者の側に立ちつつ、行政書士法に定める行政に関する手続の円滑な実施に寄与するという法定の資格者でございますので、重要な使命を持って貢献することを私たちも念願をしております次第でございます。

本日は貴重なお時間をいただきまして、私のほうからの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○司会 よろしゅうございますか。

○東京都行政書士会（宮本会長） どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

○司会 どうもありがとうございます。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 田崎専務理事のほうから、5点ということでお話伺いました。

私のほうから、2点お答えしたいと思います。

まず、デジタルサービスに関連してですけれども、今、行政手続のオンライン化を進めておりますが、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるように配慮することといたしております。皆様、行政書士などの代理人による手続を含めまして、ユーザー目線でのサービスの創出に取り組んでおります。

また、都民、事業者と行政の橋渡し役でいらっしゃいます行政書士の皆様方の果たす役割というのは非常に重要と認識をいたしてございまして、デジタル化に当たりましては、専門家などの意見も踏まえて対応してまいります。

そして、もう1点が、要望事項4番目になりますが、成年後見センターとの連携についてでございます。地域共生社会実現のためにも、判断能力、十分でない方が尊厳を持って安心して暮らしていただける、そんな社会が必要でございます。成年後見制度の利用を促進していく、今の申し上げた観点からも重要でございます。

都は、地域のネットワークづくり、それから、後見人のサポートなどに取り組む区市町村を支援をいたしてございまして、また、専門職の団体や区市町村に対して、様々な会議で

情報提供を行うなど、連携を深める取組を行っております。今後ともこういった成年後見制度の利用促進に向けましては、皆様方にもご協力をお願いを申し上げたいと存じます。

私から以上でございます。

○司会 デジタルサービス局長からもお願いいたします。

○デジタルサービス局長 要望事項2についてお答えさせていただきます。

行政手続の申請届出の受理に当たりましては、行政手続法や行政書士法に基づきまして、公正の確保、透明性の向上を図ることが重要でございます。今後とも、申請等を受理する窓口におきまして、適切な対応が行えるよう、行政手続の適正な運用に関しまして、職員、改めて周知、徹底するなど取り組んでまいります。

○司会 あと、要望事項3と5につきましては、所管局のほうで引き続き検討させていただきたいとございます。

都側からのコメント以上でございますが、何かほかに特にございましょうか。

○東京都行政書士会（宮本会長） どうも本日は、小池百合子東京都知事をはじめ、皆様にはどうも大変お忙しい中ありがとうございました。

本当、昨年もお骨折りでございますが、予算要望お認めいただきまして、行政書士を、今、小池知事からもお話ありましたとおり、デジタル手続における、オンライン化手続における代理人として活用いただけるということで、本当にありがとうございました。

引き続き東京都様、そして都民のかけ橋となって、行政手続の専門家として尽力してまいりますので引き続きよろしく申し上げます。本日は、どうも貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、これもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（東京都行政書士会 退室）

○司会 次は、日本動画協会の皆様でございます。

（日本動画協会 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いいたします。

写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 おはようございます。石川和子理事長をはじめとして、動画協会の皆様方とは、こういう形で初めてになるかと思っております。

日本と言えばアニメだということで、その産業、文化の担い手としてご尽力いただいておりますことに感謝申し上げたいと思っております。

様々な、今変化もあろうかと思しますので、皆様方の現場の声を伺わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、都へのご要望につきましてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○日本動画協会（石川理事長） 日本動画協会の石川でございます。本日は幣協会より貴重な要望の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、1項目でございます。アニメーション文化、それから産業の振興及び人材育成のご支援についてお願いを申し上げたいと思います。

東京都様には、これまでのアニメーション文化、産業の振興及び人材育成に関わる広範なご支援に厚く御礼申し上げます。そして、ポストコロナ社会を見据えまして、引き続きの日本のアニメーションへのご支援を要望させていただきます。

そして、次、2項目めでございます。東京アニメアワードフェスティバル2024開催への支援につきましてお願いを申し上げます。

今年3月に開催いたしました東京アニメアワードフェスティバル2022は、おかげさまで、リアルとオンラインを併用して開催いたしまして、コロナ禍の影響もございましたけれども、過去最大の1万7,000人のお客様、ご参加いただきました。大変盛り上がりました。そして、来年3月開催の東京アニメアワードフェスティバル2023では、いよいよ海外からも多くの監督、それからプロデューサー、招聘いたしまして、もう3年ぶりになります、一般のお客様もたくさんのご参加がいただけるように見込まれております。2024年以降につきましても、東京アニメアワードフェスティバルへの引き続きのご支援をお願いしたいと存じます。

続きまして、3項目です。アニメアーカイブ事業への支援についてお願いを申し上げます。

東京は国産アニメーションの発祥の地でもございまして、アニメーション制作会社の集積地でもございます。東京都様の中野にある施設につきましては、本当に数多くのアニメ作品を保管いただきまして、貴重なフィルムや中間成果物などの散逸、そして劣化を防いでいただいていることに対しまして、改めて御礼申し上げたいと思います。そして、このような貴重なアニメ作品を保管することに、ご支援とともに、それから保管資料を活用した展示の開催を引き続きお願いしたいというふうに住じます。

最後に、4項目めでございます。アニメ関連観光情報等の発信事業へのご支援についてお願いを申し上げます。

東京の観光公式サイト「GO TOKYO」での「アニメ・マンガファンにオススメの東京スポット」、9か国言語で展開されていることは、ポストコロナに向けたインバウンド施策として大変有意義であると考えております。こうした情報発信につきましても、今後も引き続き継続でご要望をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 アニメについては、東京都の来年のカレンダー（観光プロモーション用）もアニメ、それを活用したマンホール、それを毎月のデザインに使っております。一番訴求力が高いというんでしょうか。いずれにしてもアニメって海外からも高い人気がございますし、今、お話ありましたように、観光客の誘致につながる優れたコンテンツでございます。こうしたアニメの産業の発展を図って、その次の世代の担い手を育てるという点から、東京アニメアワードフェスティバルについては、しっかり後押しをしてまいりたいと考えております。

こうした取組で、世界に向けて東京の優れた魅力を積極的に発信をしまして、旅行者の誘致に結びつけていきたいと考えております。ご苦労さまでございます。

私から以上です。

○司会 その他の3項目につきまして、産業労働局長、何かコメントありでしょうか。

○産業労働局長 2項目、アニメアーカイブの関係ですけれども、非常に文化的にも使用価値の高い、アニメーションの初期の頃のフィルムをはじめとする様々なものを収蔵させていただいております。これ、文化的に価値があるということにとどまらず、非常に海外の方も含めて関心を持たれている部分でもあるので、これから、そういう部分をうまく展示などを活用して観光振興に結びつけられればというような形で、引き続き様々な対応を考えていきたいと思っております。

それと、発信について、アニメアワードフェスティバル関連で、例えば海外のアヌシーのアニメの国際映画祭、こちらのほうに出展できるような、そういった後押しもしております。そういう場でいろいろと日本のアニメというものを宣伝することによって、これをご覧になった方が、じゃあ、日本に行って、またアニメというものに直に触れてみたいというような機会につながっていくと思っておりますので、そういう発信が観光振興につながるような、そういった工夫もしっかりと詰めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

○日本動画協会（石川理事長） ありがとうございます。

○司会 ご要望に対する都側のコメント以上でございます。よろしゅうございましょうか。ほか何かございましょうか。

○日本動画協会（石川理事長） 今お話ございましたアーカイブにつきましては、もう本当に、これは歴史的な大切な素材、たくさん保管していただいておりますので、そこは、また厚く、引き続きのご支援お願いしたいというふうに思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。本日はありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、これもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（日本動画協会 退室）

○司会 それでは、午後のヒアリングを始めさせていただきます。

最初は、東京土地家屋調査士会の皆様です。

（東京土地家屋調査士会 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いします。

写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 佐々木会長をはじめとする皆様方には、久しぶりにこうやってお目にかかる方も多数いらっしゃいます。日頃から都民に身近な不動産のアドバイザーとして、土地家屋、この安全な取引に向けた活動を行っておられますことに敬意を表したいと思います。

今日は短い時間ではございますけれども、皆様方からのご要望を伺いたいと思います。よろしくどうぞ。

○司会 それでは、都へのご要望につきましてお聞かせ願えればと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○東京土地家屋調査士会（佐々木会長） 初めに、会長の佐々木のほうから一言御礼申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

早速でございますけれども、東京土地家屋調査士会のほうから要望のほうを述べさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○東京土地家屋調査士会 ありがとうございます。それでは、要望と説明をさせていただきます。

1、東京都所有建物の建物表題登記の促進について。東京都の所有する未登記建物につきましては、権利保全のため、かねてより不動産登記法の本則による東京都所有建物の建物表題登記の促進を継続して要望させていただいております。

その回答として、不動産登記法の一部を改正する法律（昭和35年3月31日法律第14号）附則第5条第1項の規定により、地方自治体の所有不動産については、表示に関する登記の申請義務は、当分の間は適用しないこととされていること。また、改正された平成16年6月18日、法律第123号、附則第9条第1項においても、従前のおりとされていたことにより、東京都におかれましては、公有財産台帳により適正な管理を行い、財務局ホームページにおいて公開していると伺っております。

また、第三者と区分所有となる事例や借地上の建物に関しては、権利の保全を図るため、建物表題登記が必要なものについては原則それを行うとの回答もいただいております。

東京都のお考えは重々承知しておりますが、不動産に係る権利の明確化を期するため、不動産登記法の本則による登記制度の積極的な活用を行っていただきたく、改めて東京都

所有建物の建物表題登記の促進を要望させていただきます。

説明させていただきます。この件につきましては、私ども毎回同様の質問をさせていただいております。その都度、未登記建物に対する東京都のお考えは十分説明をいただいておりますので、ありがとうございます。誠に恐縮ですが、今後もご検討をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

では、2番です。貴庁主税局所管の都税事務所における土地所有者関連情報の取扱いについて。用地買収等の公共事業に伴う土地境界確定業務等における所有者の特定は、不動産登記法情報による調査の把握では把握しきれない事例があります。現在も所有者不明土地は増加傾向にあり、その特定に苦慮し、事業の円滑な進行に支障を来しております。

つきましては、令和4年、法律第38号等による東京都主税局各都税事務所における土地所有者関連情報の内部情報の取扱いにより、公共事業の円滑な促進につなげていただくよう要望いたします。

説明をさせていただきます。土地所有者の特定につきましては、法務局による登記情報だけでは、相続登記や氏名、住所の変更登記がされていないケースもあって、所有者の特定、把握等がしきれないケースもあります。そこで所有者不明土地につきましては、東京都ではできることは全て行っていると考えておりますが、今後も引き続き都税事務所の土地所有者関連情報の内部情報の取扱いの促進をお願いしたいと考えております。

3番、これが最後になります。地方公共団体がする筆界特定への公共嘱託登記土地家屋調査士協会の活用についてということでございます。土地基本法の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）による不動産登記法の一部改正により、地籍調査の円滑化・迅速化を図る観点から、地方公共団体における筆界特定の申請制度が創設され、所有者間の合意が得られず、筆界の調査が困難である場合などに、実施主体が所有者の同意を得て筆界特定の申請をすることが可能となりました。

これで、これまで1人の協力が得られないために、その周辺全部が広範囲に筆界未定として処理せざるを得ない場合がありますが、上記制度を活用することで筆界の調査の円滑化が図れるとともに、地籍図における筆界未定地が減少し、地籍の明確化の割合が向上する効果が期待されます。

そこで、実施主体、地方公共団体が筆界特定を申請する場合に、手続の代理や必要な書類作成等の業務について、筆界の専門的知見を要する我々、唯一の国家資格者たる土地家屋調査士が社員である公共嘱託登記土地家屋調査士協会を活用されることを要望いたします。

なお、代理等の業務を同協会が業として受託することは、地籍調査事業の全部または一部を同協会が受託しているかどうかにかかわらず、土地家屋調査士法第64条に違反しないものと解されるとの法務省民事二課事務連絡があることを申し添えます。

説明をさせていただきます。私たち土地家屋調査士も一筆でも筆界未定地が減少するように、地籍調査事業に協力させていただいているところでありますが、東京都におかれま

しても、今後とも事業主体である区市町村へ筆界特定制度の活用促進を行っていただきたく、要望をいたします。

以上です。ご検討よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かのご要望ございまして、私のほうから3番目の筆界特定制度についてお答えいたしたいと思います。

地籍調査事業、災害復旧を迅速化させたり、また民間都市開発の推進などに寄与します上で重要な取組、事業であります。都は、ご承知のように、区市町村に対して補助金を交付いたしまして、取組を促進をいたしております。また、事業の推進に当たっては、区市町村の要望を踏まえた適正な予算額を確保するように国に対して要望すると。また、お話ありました筆界特定制度の活用などに向けましては、区市町村への周知などに取り組んでいるところでございます。よって、引き続き区市町村などとの連携強化いたしまして、皆様方、協会などのご協力もいただきながら、都内における地籍調査の推進も努めてまいります。

私からは以上です。

○司会 都所有建物の登記の件について、私からコメントさせていただきます。

都所有建物の表題登記につきましては、現行の法令に従って適切に対応させていただいているところでございます。今後、法改正などによりまして地方自治体の所有財産に対する登記の申請義務が適用されることになった場合には、適切に対応してまいりますし、あるいは第三者と争うおそれがある場合等につきましては、これまでどおり登記をさせていただくという考えでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、都税事務所における土地所有者関連情報につきまして、都市整備局長からお願いいたします。

○都市整備局長 ご要望の2番の部分でございます。公共事業に伴う所有者の特定に当たっての都税事務所の土地所有者関連情報を内部利用することについてでございますが、お話にもありましたように、これに関する国の通知等を踏まえて現在も対応しておりまして、今後も適切に対応してまいります。

私からは以上でございます。

○司会 ご要望3点につきまして都側からのコメントは以上でございますが、何かよろしゅうございましょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。

○小池知事 どうもありがとうございます。

○司会 それでは、これをもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（東京土地家屋調査士会 退室）

○司会 次は、東京ニュービジネス協議会の皆様でございます。

（東京ニュービジネス協議会 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いします。

写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 NBC、ニュービジネス協議会の皆様方、日頃より経済の活性化、ニュービジネスを盛んにしていただいていること、ご尽力いただいております。感謝申し上げます。今、世界いろいろ困難な、コロナも含めてですけれども、ことが多いですが、逆にそれがチャンスになることもございます。そういった意味でもこれからの皆様方の発展のために必要なご要望等、伺わせていただければと思います。短い時間ですが、よろしく願いいたします。

○司会 それでは、都へのご要望についてお聞かせください。よろしく願いいたします。

○東京ニュービジネス協議会(井川会長) 東京ニュービジネス協議会の会長の井川です。このたびは当会の政策提言のお時間をいただきましたこと、本当にありがとうございます。

NBCは、コロナ前、コロナ後では、実は会員数が倍増しておりまして、どんどん増えております。これもどうしてもこのコロナの難局を乗り越えるため、いろんな経営者には問題が山積しています。経営者だけの力ではどうすることもできないことがいろいろ多々あります。そういったことで、ニュービジネス協議会としては、特に中堅中小、そういったところに対していろんな支援を行ってます。

その中で最近特に問題にされてるのが、事業承継の問題です。今回はこの事業承継を中心に各担当責任者のほうから提言させていただきたいと思います。よろしく願いします。

○東京ニュービジネス協議会(那珂副会長) それでは、私、NBCの副会長の那珂と申します。

まず、私のほうから、事業承継とM&Aに関してのご要望をお話しさせていただきたいと思います。

この1年間、我々NBCでは、事業承継問題に焦点を絞りまして、1年間いろんな勉強会とか、それからセミナー等もさせていただき、いろんな事実を改めて把握することができました。具体的な数字申し上げますと、やっぱり日本全体でいうと、大体今や年間4万社ぐらいが廃業、その中で倒産はもう実は1万切ってます、事実上、黒字廃業っていうのが非常に多いなど。それに対して、まだM&Aの件数はようやく4,000件ぐらいを超えてきてるっていうことで、まだまだ廃業の数に対してM&Aの数が足りないという事実を学ぶことができました。

そういう中で、我々は、NBC、これは東京のみならず、全国で4,000社ぐらいメンバー

がいるんですけども、そういう中で、やっぱり中堅中小企業の事業承継問題っていうのが如実に年々増加してきてるっていうことを感じてます。そういう中で今こちら、お手元の資料にあると思いますが、6点ご要望を申し上げたいと思います。

まずは、中堅中小企業の事業承継、M&Aの支援をするために、いろんな補助金等の運用などを予算としてご要望を申し上げたいと思います。

続きましては、やはり企業価値、事業承継、M&Aによって企業価値が向上できるよう、いろんな企業のステージに応じて事業承継ないしはM&Aの支援策もご検討いただきたいなと思ってます。

続きまして、3点目ですけども、中小企業以下のM&Aを支援するプレーヤー、先ほども言いましたように、まだまだM&Aの件数も足りないということもありますので、そういう中で相談窓口とか、それから都の体制の構築、こちらもご検討いただければと思っています。

プラットフォームなんですけれども、こちらM&Aのいろんな形のプラットフォームあるんですけども、そういったところの活用促進、こちらのほうもぜひサポートしていただければなと思ってます。

あとは、やっぱり今ちょっとこれがどうか分かんないですけど、円安っていうこともありまして、やっぱり海外の企業から日本の企業のM&Aっていう、こういった案件も随分増えてきておりまして、そういった中でこちらのほうももし事業承継問題に解決できるのであれば、こういったところもぜひ促進していただきたいなと。

あとは個人的なところですけども、やっぱりM&Aとかそういったところも含めて、いろんな形でそういったことができるプレーヤーの個人の促進っていうのも、ぜひサポートしていただければと思います。

事業承継とM&Aに関しては以上でございます。

○東京ニュービジネス協議会（平井特別理事） どうぞよろしくお願いいたします。私のほうは、スタートアップの支援と教育の観点からご要望申し上げたいと思います。NBCで特別理事をしております平井と申します。よろしくお願いいたします。

今、那珂理事のほうからもプレーヤーを増やすというお話があったかと思うんですが、それにつきまして当協議会ではかなり前から、高校生はもちろんなんですが、大学生、それから小学生、中学生というところで裾野を広げるための教育、起業家教育を実施しております。こちらでも小・中・高向けの起業家教育促進事業というのをさせていただいてると思いますが、こちらのほうでも当協議会いろいろ協力させていただきまして、今、裾野を広げることを頑張っているところでございます。それに伴いまして3点ご要望させていただければと思います。

1つには、プレーヤーの、起業家の、そして事業承継者の裾野を広げるための教育を一層広げていきたいと思っています。まだ受けられる生徒、児童に限られておりますので、これをより一層きちんと広げていけるような形にできればなと思ひまして、1点ご要望申

上げます。

あと、当協議会では、スタートアップといってもいろんな規模、いろんな業種があるかと思うんですけども、そこをダイバーシティーという観点から、本当にスタートアップからIPOまでと、海外展開までということで、いろんな勉強会のみならず、しっかりと実践に伴って、会長を中心に実績を出しておりますので、その辺りのスタートアップに対しての施策と、そこからまたさらに海外や成長戦略における施策、今たくさんしてくださってるものもよく承知しているんですけども、ここをさらに、私どもも精進しながらさらなるご支援をいただければと思っております。

以上、ご要望申し上げます。

○司会 よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かご要望ございました。私のほうから、事業承継、M&Aについてお話ししたいと思います。

厳しい経営環境に置かれている中小企業です。もう困難な事項を数えればきりがなくらいですけども、事業の承継、それから再生を行うための適切な支援が必要でございます。そのため都といたしまして、事業の承継やM&Aに関わる様々な相談の体制をつくりまして、助成の制度を設けるなどのサポートを行っておりますので、そちらのほうもぜひご活用いただければと思います。特に黒字廃業という話もございました。いいものをたくさん持つてるはずでございまして、それをどうやって生かしていくのかなどなど、サポートをしていきたいと思っております。引き続き中小企業の事業承継など、しっかり後押しをしてまいります。

そして、私のほう、もう1点なんですけど、ベンチャー、スタートアップの企業の支援についてでございます。実はやはり新しい起業を、起こしていく起業ですね。そのための場をつくらうということで、来年2月にはSustainable High City Tech Tokyoというちょっと長ったらしい名前なんで、それを縮めますと、Sustainableの最初の「Sus」を取りまして、あと、High City Techはまとめると、「SusHi Tech」になるので、SusHi Tech Tokyoという形で会議、イベントを開きたいと思っております。これによって国内外からのスタートアップを集めてピッチコンテストなどを行うCity-Tech Tokyoを開催するというものでございます。小・中学生や高校生への起業家の教育なども含めて、東京のスタートアップの後押しをしっかりと進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○司会 ご要望いただきました事業承継、M&A、それとスタートアップにつきまして都側からのコメントは以上でございますが、何かよろしゅうございましょうか、ほかに。よろしゅうございますか。

どうもありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（東京ニュービジネス協議会 退室）

○司会 次は、日本貸金業協会の皆様でございます。

（日本貸金業協会 入室）

○司会 最初に要望書の手交をお願いします。

写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 倉中会長はじめ、皆様方には久しぶりにお越しただいてるかと思えます。貸金業界の体制整備、消費者に対する金融知識の普及啓発などを通じて、金融トラブルの防止などでご尽力いただいております。今日は皆様方の最近の現場などの声をお聞かせいただければと存じます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

○司会 それでは、都へのご要望につきましてお聞かせください。よろしくをお願いいたします。

○日本貸金業協会（倉中会長） 日本貸金業協会会長の倉中でございます。よろしくお願いたします。平素より貸金業界に対し、多大なるご支援、ご高配いただきまして、誠にありがとうございます。

当協会は、15年前の設立以来、資金需要者の皆様が安心してご利用いただける貸金市場の実現を目指しまして、業界の健全化を力強く進めてまいりました。また、消費者の皆様からの金融トラブルに関するご相談や苦情に対し、中立、公正な立場から迅速な解決に向けた仲介やあっせん、助言など、様々な支援を行うとともに、消費者の皆様の金融リテラシー向上のため、金融経済教育に関する資料の作成や教育機関などへの出前講座などを推進することによりまして、金融トラブルの防止や生活再建支援にも積極的に取り組んでおります。この一環としまして、特に本年4月の成年年齢引下げにつきましては、若年層の消費者被害防止の取組に一層注力しているところでございます。

つきましては、令和5年度東京都予算編成に当たりまして、お手元でございます別紙要望事項につき、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以下、簡単にご説明いたします。

要望事項の大きな1つ目は、成年年齢引下げに対応した貸金業者の資質向上を目指す次の2点でございます。1点目は、若年者への貸付けに際し、貸金業者が協会の制定しました自主規制基本規則を遵守しているかをチェックするリストの作成と運用です。2点目は、

成年年齢引下げに伴い、若年者が学ぶべき事項や自主規制基本規則等、貸金業者が遵守すべき事項を学習するためのオンデマンド教材などのツールの作成です。

大きな2つ目は、若年者の金融経済教育の推進に関する次の2点です。1点目は、中高生を対象とした金融リテラシー向上のために、今年度、東京都との共同事業によるeラーニング教材を積極的に広報し、普及させることです。2点目は、東京都との連携を一層強化しまして、都内の中学、高校、大学、専門学校などを対象にしました出前講座を一層積極的に推進していくこととございます。

大きな3つ目は、高齢者の金融トラブル防止のための啓発活動の推進でございます。具体的には、昨年度、東京都との共同事業で作成しました高齢者の未然防止啓発動画を有効活用し、自治体等で開催されるイベントなどを利用した出前講座を通じまして、高齢者被害を未然に防止するための予防教育活動を推進していくこととございます。

以上につきましてご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 ただいま3点のご要望でございました。まず、私のほうから、成年年齢の引下げにということで、18歳ということは、社会経験や金融知識の少ない若者が過大な債務を負うおそれがあるということで、この点については協会の皆様方と連携をしながら、貸金業者に対して適正な業務運営に向けて働きかけていきたいと考えております。

それから、2と3番の部分でございますけれども、高齢者ですね、今度は。金融トラブルの防止のためにということで、それと若年者も同時でございますけれども、若い人たちがお金に関する正しい知識をもっと身につけるとか、そもそも金融の仕組みについてしっかりと身につけるといことは重要でございます。こちらのほうも皆様方、協会と連携しながら啓発に取り組んでいきたい。また、高齢者の金融トラブル防止についても、同様に連携しながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

今もおれおれ詐欺も、何ですかね、高齢者を中心として現実まだ収まっていないというような状況もございますし、金融全体の知識をより広めて深めていくということで、また連携していきたいと、このように考えております。

私のほうからは以上です。

○司会 ご要望いただきました3点についての都側のコメントは以上でございますが、よろしゅうございましょうか。何かほかにもございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（日本貸金業協会 退室）

○司会 次は、東京都電設協会の皆様でございます。

（東京都電設協会 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いいたします。

写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 本日、池田会長をはじめとする皆様方こうやってずらっとお目にかかるのも久々のことでございます。電気工事に携わられる中小事業者の健全な発展、そしてまた、技術や経営支援、技能の向上などなど、いろいろ皆様方、ご尽力いただいております。誠に改めて感謝したいと思います。今日は皆様方の現場からの声、そしてご要望など、短い時間ではございますが、伺わせていただきたいと思います。どうぞよろしく。

○司会 それでは、都へのご要望についてお聞かせ願えればと存じます。よろしく願いいたします。

○東京都電設協会 それでは、要望のほう、事務局のほうより説明させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○東京都電設協会（清水事務局長） それでは、要望のほう説明させていただきます。

1、公共事業の推進について。新型コロナの長期化、資材価格の高騰、物不足等、電気工事業者を取り巻く環境は不透明感を増し、先行きに不安を抱いている中小事業者は少なくありません。それゆえ、都政の羅針盤であり、社会経済活動のベースとなる公共事業を着実に推進していただきたい。

要望理由としましては、民間工事では、東京五輪後案件がコロナ禍の影響により、工事の中止、規模縮小・延期など、計画の見直しを余儀なくされる場合があります。電気工事業者の受注機会は不安定と言えます。一方、公共事業においても、自治体の予算規模の縮小、入札件数の減少という傾向があり、民間工事と同様に受注機会は減少しています。

先行きの見えない今だからこそ、公共事業を推進していただきたい。公共事業は内需への貢献とともに、雇用の受皿にもなります。事業機会の創出は東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも重要と考えます。

2、4週8閉所の実現について。1、全ての工事について、概成工期の設定を適切に行っていただきたい。2、工事の進捗管理を的確かつ十分に行い、建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与えることがないようにしていただきたい。3、建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与える状況が生じた場合は、設備工事の工期を確保するための全体工期の延長や契約金額の変更（増額）を適切に行っていただきたい。

要望理由。政府の働き方改革実行計画により、改正労働基準法による罰則付きの時間外労働の規制は、建設業については2024年までの間、適用が猶予されています。現場では、官民の工事を問わず、建築主体工事業者による土曜日の閉所は行われず、ほとんど毎土曜日に作業が行われているのが現状であります。建築工事の遅れについては、最終的な竣工、

引渡し時期が変更されないため、設備工事の実工期を短縮して間に合わせている実例が多く見られます。総労働時間や深夜作業の増加など、労働環境・条件にも極めて大きな影響を与えており、早急に改善をしていただきたい。また、工期の延長ができず、作業員の増員や作業時間の延長により対応しなければならない場合、契約金額の変更（増額）がなされるのは当然であると考えます。

続いて、3、価格高騰や資材不足に対する適切な対応について。価格については、単品スライドの運用、工期については当初の工期設定の変更等、状況に応じては遅らせるなどの弾力的な対応を迅速かつ適切に行っていただきたい。電設資材の価格高騰、納期の遅延等、先行きの見通せない状況であります。世界的な半導体不足、銅や鉄の高騰により、電設資材全般で価格高騰とともに納品も定まらず、円滑な施工に支障を来す状況にあると言えます。東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも強く要望いたします。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 言うまでもありませんけれども、社会資本の整備というものは、新たな雇用、そしてまた需要を創出するものでございますので、日本経済の活性化という点でも着実に進めていく必要があるというふうに考えております。今年度は交通、物流ネットワークを強化する取組の推進といった、まさに都市機能の強靱化など、都民にとりまして高い効果が得られる事業に財源を重点的に配分をいたしております。これからの物価高騰の影響などを考慮しながら、より投資効果の高い事業に重点的に予算措置をするなど、適切に対応していきたいと。1番目の公共事業の推進という点で、当方の考え、また今後の取組についてお話しさせていただきました。

私からは以上でございます。

○司会 残りの2点については、私からコメントさせていただきます。

まず、4週8閉所のご要望がございました。工事現場の週休2日の実現というのは、大変重要な課題であるというふうに認識しているところでございます。概成工期につきましては、日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムを活用させていただき、適切に設定させていただいているところでございます。また、円滑に工事が進むように監督員は工事現場の定例会等において、工種をまたいだ工程調査を行っております。工期に影響を与える状況が仮に生じた場合には、必要に応じて設計変更などの措置を講じておるところでございます、今後も適切に取り組んでいく方針でございます。

3番目の価格高騰あるいは資材不足による工期のお話がございました。スライド条項の適切な運用につきましては、本年4月及び9月の二度にわたりまして庁内に周知し、受注者の皆様から請求があった場合には、速やかに手続を進めるよう取り組んでいるところでございます。また、建設資材の品薄等により納期遅延により工期に影響がある場合は、必要に応じて設計変更などの措置を講じているところでございまして、引き続き適切に対応

させていただきます。以上でございます。

ご要望いただきました3点について、都側のコメントをさせていただきました。よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（東京都電設協会 退室）

○司会 次は、東京都青果小売商団体協議会の皆様でございます。

（東京都青果小売商団体協議会 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いいたします。

写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 こんにちは。改めまして、今日は近藤会長をはじめとする皆様方におそいでお越しいただきました。皆様方には卸売市場と消費者との円滑な橋渡し役を務めていただいております。都民の食卓に安全・安心な青果を届けていただくことなど、日頃のご活動に感謝申し上げます。

それでは、早速ですけれども、短い時間ながら、皆様方のご要望を伺わせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○司会 それでは、都へのご要望の全体像や特に重点的なご要望等につきましてお聞かせください。よろしくをお願いいたします。

○東京都青果小売商団体協議会（近藤会長） 東京都青果小売商団体協議会会長の近藤でございます。本年もこのような時間をおつくりくださりまして、誠にありがとうございます。

私ども青果小売というような立場で、非常にこの3年間、コロナ禍の中で非常に苦勞をしてきたと。ご承知のとおり、消費者のライフスタイルは変わりまして、なかなか外出する機会が減ったというようなことで、私どもの業界におきましては、お店売りのみならず、やはり納品をしてるといようなウエートもかなり高くなっていくということで、飲食店の時間短縮によって非常に経営的にも厳しいというふうな状況でございます。早く回復することをただ願うばかりでございます。今後とも地域社会の核として、消費者のニーズに応えながら、おいしい野菜、果物を消費者にお届けしたいなど、そんな思いであります。

詳細につきましては、私どもの専務のほうから説明をさせていただきますが、最後に、私どもの組合、100周年を迎えまして、先日、知事から感謝状を頂戴いたしまして、深く感謝を申し上げまして、一言ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○東京都青果小売商団体協議会（山田専務理事） それでは、今、会長からお話ございましたように、私のほうから、要望事項のみを読んで要望とさせていただきたいと思います。

まず最初に、市場休市に係る施設整備でございます。当業界は中小企業が多く、生鮮食料品をストックする場所等に余裕がない場合が多く、当日仕入れ、当日販売での営業を基本として。また、小・中学校及び外食産業に対して納品を行っており、鮮度や品質管理等が求められている。このため休日対応への生鮮食料品のストック施設である保冷施設の整備を行い、あわせて、消費者の食に対する安全・安心を確保する必要がある。特にHACCPに沿った衛生管理は、卸売市場でも求められるものと理解しております。なお、保冷施設の整備に当たっては、青果小売業界に対して丁寧な説明を行うとともに、業界の意向を十分に把握した上で行ってもらいたいということでございます。

2つ目でございます。イベントなどに対する支援でございます。新型コロナウイルス感染症の観点から、令和2年度から各市場の市場協会などは、市場まつりの開催を中止してるところでございます。今後はコロナ禍における開設者を含めた市場関係者による市場まつりの在り方を検討し、再開する場合には従前のおり予算（コロナ対策に係る経費を含む）を確保されたくお願いいたします。

3つ目でございます。衛生管理のための冷凍機つき配送車両の助成制度の創設でございます。青果小売業界は食品衛生法の規定に基づき、衛生管理が求められてるところでございます。このためコールドチェーンを確保しつつ、実需者のニーズに応えるため、保冷車など衛生管理のための助成制度を整備されたい。

4つ目でございます。新型コロナウイルス感染症に係る支援。コロナで濃厚接触になれば自宅待機となり、買物ができない状態になってしまうことから、とりわけ生鮮食料品の青果物の摂取が不足することになると聞いております。そこでこのため、配送の機能を有している地域の青果小売業に対して、青果物の配送などの役割を担う事業を講じてもらいたい。また、配送は地域の行政と連携し、配送料を含めて事業を構築してもらいたいということでございます。

次に、整備の関係でございます。東京都中央市場の整備。最初に、各市場の整備でございます。各市場の整備につきましては、令和3年度に策定した経営計画を踏まえ、今後の市場の在り方を検討することとしております。市場の在り方の検討に当たっては、関係する市場の売買参加者の団体に対し十分な理解が得られるよう説明をお願いいたします。

2つ目でございます。物流効率化に資する青果部の荷さばきの整備でございます。青果小売業に対する有蓋荷さばき施設が整備されていないため、降雨や降雪の際に商品や売買参加者などがぬれながら荷さばきを行っており、物流も円滑に確保されていない状況にあります。こうした市場にあつては、荷さばきの一層の効率化を確保する観点から、売買参加者等の意見を踏まえ、有蓋荷さばき施設の整備を講じるようお願いしたいと思います。

次に、3つ目でございます。青果部卸売場の低温卸売場の整備。卸売市場において生鮮食料品の品質を確保したコールドチェーン流通が途切れていることから、特に夏場において

鮮度保持が確保されていないことにより、品傷み等が排除できないなど、喫緊の課題があります。このため低温施設が十分でない市場において、コールドチェーン流通に資するための施設の整備をお願いしたいということでございます。加えてHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のためのソフト、ハードの整備を進めていくようお願いいたします。

4つ目でございます。卸売市場施設の安全性、衛生管理などの対応でございます。卸売市場については、竣工して相当な期間を経過している施設がありますが、市場関係者である売買参加者には、施設の安全性について不安や疑義があるところでございます。売買参加者が安心して売買取引を確保するため、早急に施設の安全性、耐震性などを点検し、瑕疵がある場合には速やかな工事などの対応をお願いします。

また、ふん害よるに荷姿の汚染により、商品納入ができないことがあります。このため、衛生管理のための施設整備に加え、品傷み防止の観点から市場動線の凹凸の整備をお願いします。

5、DX、デジタルトランスフォーメーションの対応でございます。東京都中央卸売市場は全国を代表する中央卸売市場であると理解しております。近い将来、卸売市場の有する集荷・分荷、価格形成、代金決済、情報発信などの機能においても、DXの進展が来るものと思料しているところでございます。こうした状況を踏まえ、東京都の監督下にある売買参加者にもそれに対応していくことが重要であると認識しており、卸業者、仲卸業者並びに売買参加者に寄り添って、東京都による指導、助言や支援をお願いいたします。

最後の6番目でございます。多摩地域4市場に対する施設整備等の支援でございます。東京都青梅青果地方卸売市場、東京都八王子北野地方卸売市場、東京都国立地方卸売市場及び東京都東久留米地方卸売市場の民設・民営市場に対する施設等に対する支援をお願いいたします。当該地域の青果小売者にとっては、これらの地方卸売が唯一の仕入先であり、開設者及び卸業者が健全でかつ安定して継続的に市場運営ができることが重要であります。多摩地域における生鮮食料品の安定供給を確保していくために、施設整備はもとより運営に対する助言等の支援をお願いいたします。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 中央卸売市場の整備でございますけれども、幾つかご要望がございましたが、5番目の市場の整備に関して、私のほうから一言申し上げます。改めて中央卸売市場の整備に関してですけれども、地域に根差して事業を営んでおられる皆様はじめ、市場業者と共に取組を進めていくということか何よりも重要でございます。また、環境が大きく今、様々変わって、変化に直面している、その変化に向き合われる団体の皆様の取組を後押しをいたしてまいります。また、公正な取引や食の安全や安心、その確保、全ての市場業者の取引の基盤である施設整備など、着実に行ってまいります。

私からは以上でございます。

○司会 中央卸売市場長からもお願いいたします。

○中央卸売市場長 それでは、私のほうからもお話をさせていただけたらと思います。

まず、中央卸売市場の施設ないしは設備の強化につきましては、皆様に安心して取引を行っていただけますよう、施設整備の計画的な維持、更新や各市場の特殊性を踏まえた機能強化、こういったものを、低温施設も含めまして、皆様をはじめといたしました市場業者の皆様のご意見を十分にお聞きしながら、着実に行ってまいりたいと考えております。

また、市場を取り巻く環境変化が進む中で、専門家と連携した経営支援等を通じまして、DX推進に向けた団体の皆様の取組を後押ししていきたいと、このように考えておるところです。さらに、イベントなどに対する支援につきましては、この2年間、コロナ禍におけまして中止を余儀なくされておりました都民向けの市場まつり、各市場で行ってるんですけども、これについても力を入れて進めていきたいと考えておりますので、ぜひ従来にも増してお力添えをいただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○司会 都側のコメントは以上でございますが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（東京都青果小売商団体協議会 退室）

○司会 次は、東京納税貯蓄組合総連合会の皆様でございます。

（東京納税貯蓄組合総連合会 入室）

○司会 最初に、要望書の手交をお願いいたします。

写真撮影を行いますので、マスクをお外してください。

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございます。どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 まず、こうやって皆様方とずらっとお目にかかるのは久しぶりでございます。お元気で何よりでございます。今日は自主納税制度の確立や税務知識の啓発や広報などご尽力いただいておりますことに改めて感謝を申し上げ、また、ちょうど今、税調が開かれて、いろいろと議論がかまびすしいところではございますけれども、皆様方をはじめとする納税の関係の現場でのお話やご要望などを伺わせていただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

○司会 それでは、都へのご要望の全体像や特に重点的なご要望等につきましてお聞かせください。よろしくをお願いいたします。

○東京納税貯蓄組合総連合会（近藤会長） ただいまご紹介を賜りました東京納税貯蓄組合総連合会会長の近藤でございます。よろしくをお願いいたします。

本日は知事にヒアリングにお招きいただき、ありがとうございます。また、同席いただいております東京都の幹部の皆様方には、平素より東総連の事業に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、東総連はどのような団体であるかなどについてご説明させていただき、次に、今年ウィズコロナの下で実施いたしました団体の事業についてご報告しながら、引き続きのご支援をお願いしてまいりたいと考えております。

東京納税貯蓄組合総連合会は、租税の納期内納税を目的として、昭和26年に制定された納税貯蓄組合法に基づき、昭和31年5月に創立した公益団体でございます。我が国において、戦後の混乱期には税金を納める余裕のない方や納税の重要性を理解しつつも、一時に納税することが困難な方などが多く存在して、国や地方を建て直すために必要な財政の健全化が危ぶまれていた時期がございました。このような時代背景の下、納税秩序を回復し、租税の容易かつ確実な納付を促進するため、全国各地において納税貯蓄組合が結成された。このような経過がございます。東総連におきましても、創立の当初は主に納税準備預金等の仕組みを活用した納税資金の貯蓄を会員に普及することなどを通じて、租税の納期内納税の実現に努めてまいりました。

その後、経済の発展とともに振替納税や電子申告、電子納税など、多様な納税手段の普及を受け、納税貯蓄組合の役割も時代に対応して変化してまいりました。現在、東総連は、税務行政の協力団体として、納税道義の普及と自主納付制度の確立に向けて、傘下の48地区連合会に所属する16万人の会員と共に地域に根差した納税キャンペーンや会員に対する実践的な研修など、普及啓発活動を行っております。

また、次世代を担う若者に対しましては、中学生の税についての作文や教育現場で租税教室、イベント会場での税金クイズといった租税教育活動にも力を入れております。東総連はこうした公益性の高い活動を幅広く展開することにより、国及び地方の税務行政に貢献すると同時に、納期内納税の考え方を社会全体に広める、そして定着させる一助になっていることを自負しております。

東総連の事業は、地域に根差した会員が同じ地域の住民に税務情報を発信するという身近な活動を基本としております。しかし、一昨年来、コロナ禍によりこうした活動を自粛せざるを得なくなっております。このため本年度は駅頭や商店街などのキャンペーンにはとどまらず、商店街の店舗や店頭へのチラシの配置、公設掲示板や自治会の掲示板などへのポスターの掲出、それから横断幕や懸垂幕による広報など、ウィズコロナ時代にふさわしい新たな普及啓発事業にも積極的に挑戦しているところでございます。

また、東総連では、毎年、東京を6つのブロックに分けて、それぞれに所属する地区連が一堂に会し、地域ごとに様々な課題について意見を交換し、参考となる事例の紹介などを行いながら情報の共有を図る場を設けております。今年度はこの会議の統一テーマに「キャッシュレス納付を推進するための取組」を掲げ、ウィズコロナ時代を見据えた新しい納税スタイルを普及し、定着させるための効果的なアイデアや納連ならではの取組例などを

集約する予定でございます。

申すまでもなく、税は我が国の国土の発展と繁栄を根幹で支える行政活動の源泉でございます。租税の納期内納税は、現在及び将来の国並びに地方自治体の財政基盤の安定を図る上で、極めて重要と考えております。東総連では、これからも傘下の48地区連合会と一致団結し、税務当局とも緊密に連携を図りながら、納税協力団体として責務を果たしてまいり所存でございます。

新型コロナは、日本の社会のみならず、東総連に対しても様々な課題を突きつけました。このようなときであればこそ、私どもはこの時代の転換期にただ傍観することなく、知恵を絞り、創意工夫を重ねることにより、新たな活動を創造していくチャンスに変えていく必要があると考えております。そのためにも、東京都からのご支援を引き続き措置していただきますよう心からお願いを申し上げます。

私からは、東総連の概要などについて説明させていただきました。具体的活動内容などにつきましては、私どもの専務理事のほうからご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○東京納税貯蓄組合総連合会（遊座専務理事） 東総連専務理事の遊座と申します。

私からは、ウィズコロナ時代の中で進めてまいりました東総連の主な活動内容や今回の要望事項などについてご説明させていただきます。

まず、活動内容ですが、東総連は、現在次のような事業に取り組んでおります。第1は、中学生の税についての作文募集事業でございます。この事業は、税をテーマとした作文を書くことを通して、次世代を担う若者に税について関心を持っていただくとともに、税についての正しい知識や理解を深めていただくことを目的としております。国税庁との共催により昭和42年から実施しており、令和4年度で56回目を迎えました。本年度は都内の677校から6万8,042編の応募をいただいております。この事業には、東京都からも都知事賞と主税局長賞のご提供をいただいております。

第2は、納期内納税推進のキャンペーンでございます。税のキャンペーンでは従来は区民祭りや農業祭り、産業祭りなど、人が集まる様々な機会を捉えて、期限内完納、振替納税、電子申告などについて都民にお伝えすることがメインとなっております。しかし、先ほど会長の近藤からの説明にもございましたように、一昨年来のコロナ禍により、こうした対面での活動は規模を縮小せざるを得なくなっております。このため、本年度は従来からの駅頭や商店街などでのキャンペーンだけでなく、商店街の店頭チラシなどを配置し、自由にお持ち帰りいただく方法や公設の掲示板や自治会・町内会の掲示板などにポスターを掲出させていただく方法、あるいは公共施設に税の標語などを記載した横断幕を掲げさせていただく方法など、ウィズコロナ時代にふさわしい新たな普及啓発活動を積極的に展開しているところでございます。

昨年度は都内各地におきまして、延べ約150回のキャンペーンを実施しておりますが、ポスターや横断幕の掲示・掲出などを合わせますと、全体といたしましてはコロナ以前に近

い活動ができるまでになっております。

第3は、キャッシュレス納付の推進でございます。キャッシュレス納付は、東京のDX推進強化にも資する取組と考えております。東総連では、昨年度は加盟する48地区連におきまして、キャッシュレス納付共同推進宣言を実施しております。今後スマートフォン決済アプリによる納付やインターネットバンキングからの納付などの普及をさらに推進するPR活動にも積極的に取り組んでまいります。

次に、今回の要望内容についてご説明をさせていただきます。東総連は、会員のボランティア精神に支えられた団体でございます。団体に欠かせないのは活動を支える財源の確保でございます。このため、現在は役員などを対象にした会費制の導入や協賛企業からの会報への広告掲載収入などにより、自主財源の確保に努めておりますものの、東京都からの補助金が東総連の活動を支える主要な財源になっているのが実情でございます。

東総連といたしましては、引き続き財政基盤を確立するための努力を継続してまいり所存でございますが、これからも国家、社会のために活動ができますよう、東京都からの補助金を継続して措置いただけますようお願い申し上げます。

ご説明は以上でございます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 コロナ禍において、またポストコロナの中をにらんだ形でのご活動に敬意を表したいと思っております。私のほうから、税に対する納税者の理解と信頼を確保することは必要不可欠だということは、もう皆様方のご活動そのものでございます。そして、都は都税の仕組みに関する分かりやすい広報活動に、また租税教育の推進、さらには税務行政のデジタル化によってサービスの質を上げていきたい、QOSと呼んでおりますけれども、クオリティー・オブ・サービス、この向上に取り組んでおります。また、税務行政のよき理解者でいらっしゃる皆様方の活動を今後とも後押ししていけるように、都としてしっかりと検討してまいります。

私のほうからは以上でございます。

○司会 主税局長からもお願いいたします。

○主税局長 東総連の皆様、日頃から税務行政にご協力いただき、ありがとうございます。また、本年はHTTの取組にもご協力いただいて、重ねて感謝いたします。

東総連の組合員の皆様がボランティア精神をもって活動して、税務行政の運営に貢献いただいていることは、我々としても大変心強く思っております。ご要望いただきました東総連への補助金の継続措置でございますが、皆様の活動を支えていけるようしっかりと受け止め、検討していきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○司会 都側のコメントは以上でございますが、よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日はどうもあり

ありがとうございました。

（東京納税貯蓄組合総連合会 退室）